## 学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、 医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

なお、医師に治癒証明書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病名	出席停止の期間		
第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(H5N1型) 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで		
第	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型・新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (当面の間は原則、保護者の方が別紙の <u>「インフルエン</u> <u>ザにおける療養報告書」</u> を記入し、学校に提出。ただし、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、この治癒証明書の提出が必要)		
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで		
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過  し、かつ、全身症状が良好になるまで		
_	風しん	発しんが消失するまで		
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで		
<b>種</b>	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (当面の間は原則、保護者の方が別紙の <u>「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」</u> を記入し、学校に提出。ただし、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、この治癒証明書の提出が必要)		
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで		

が り と り 線 **治 癒 証 明 書** 群馬県立伊勢崎特別支援学校長 様 学部 年 組 氏名 感染症名 月 日 ~ 月 日まで 出席停止

感染症の予防上支障がないので、登校可能と認めます。

医療機関名:医師氏名 印